

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	200,000 千円
うち社会保障財源交付金	100,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,709,595 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	623,037	435,322	3,300	22,580	21,829	140,006
	高齢者福祉事業	48,470	1,875	4,200	7,192	4,748	30,455
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	476,386	338,475	13,500	265	16,746	107,400
	小計	1,147,893	775,672	21,000	30,037	43,323	277,861
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	113,249	55,390	0	0	7,804	50,055
	介護保険事業特別会計繰出金	160,927	18,866	0	0	19,161	122,900
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	170,907	40,574	0	0	17,581	112,752
	小計	445,083	114,830	0	0	44,546	285,707
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	116,619	10,986	3,000	12,700	12,131	77,802
	小計	116,619	10,986	3,000	12,700	12,131	77,802
合計	1,709,595	901,488	24,000	42,737	100,000	641,370	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされました。

※【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。